

令和 6 年度

名古屋市の行財政に対する県費補助
及び県の施策等に関する要望

名古屋市

目 次

1	県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進・・・	1 頁
2	リニア中央新幹線開業に向けた名古屋駅ターミナル機能の強化・	2 頁
3	東山動植物園の再生・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6 頁
4	名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援・・・・・・・・	8 頁
5	防災対策等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 頁
6	安心・安全なまちづくり・・・・・・・・・・・・・・・・	16 頁
7	地域経済の活性化等・・・・・・・・・・・・・・・・	18 頁
8	医療保険制度への支援・・・・・・・・・・・・・・・・	20 頁
9	医療・介護体制等の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	22 頁
10	医療費の助成・・・・・・・・・・・・・・・・	26 頁
11	教育行政の充実・・・・・・・・・・・・・・・・	27 頁
12	脱炭素社会の実現等・・・・・・・・・・・・・・・・	30 頁

1 県任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

○本市に対する任意補助金の充実・確保及び本市に係る県の施策等の推進

令和6年度の本市財政を見通すと、市税収入始め一般財源全体では大きな伸びが期待できない一方で、歳出においては、賃金や物価の上昇による影響に加え、扶助費や公債費などの義務的な経費の伸びが引き続き避けられないことから、依然として厳しい状況にあります。さらに、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会やリニア中央新幹線開業に向けた大規模な施設整備事業の本格的な事業化に伴う投資的経費の増大も見込まれています。

本市においては、直接住民と向き合う基礎自治体である市町村として、必要な住民サービスを確保しつつ、行財政改革に取り組むなど、最大限の努力を行っているところです。こうした中、本市における県からの任意補助金は令和5年度予算で約90億円であり、医療費助成などの本市施策を実施する上で貴重な財源となっています。

県におかれては、名古屋圏とりわけ愛知の発展のため、イノベーション創出拠点の形成を始め本市に係る県の施策に取り組まれているところですが、今後もアジア競技大会及びアジアパラ競技大会の開催、リニア中央新幹線の開業を控えているほか、中部国際空港の第二滑走路を始めとする機能強化を早期に実現するためにも、今まで以上に県・市協調して各事業を推進していく必要があります。

県におかれては、必要な市民サービスを確保できるよう、市町村の財政状況・人口や物価の動向等を勘案し、本市を対象外としている補助金に係る改善を始め、本市に対する任意補助金の充実・確保を要望します。また、本市に係る県の施策等を推進するとともに、その際は市町村負担金を新設しないよう要望します。

2 リニア中央新幹線開業に向けた名古屋駅ターミナル機能の強化

(都市・交通局)

○名古屋駅ターミナル機能の強化に向けた取組みに対する補助

リニア中央新幹線開業がもたらすインパクトを中京大都市圏全体に波及させ、付加価値の高いモノづくりやイノベーションを促進し、世界的なモノづくりの拠点としての産業力、創造力、魅力の一層強化に繋げていくことが圏域にとって重要な課題となっています。

こうした中、名古屋駅のターミナル機能強化は、駅周辺の地上・地下空間を再整備することで乗換利便性を高め、中部国際空港や日本一の産業県を支える三河地域とのアクセス性を向上させるとともに、高速道路とも接続強化を図ることで、リニア中央新幹線開業のインパクトを広く圏域に波及させ、大きな経済波及効果をもたらすものです。また乗換えや滞留・滞在のための空間は、災害時には帰宅困難来訪者の安全確保施設になるとともに周辺施設への安全な移動空間となり、圏域内外の人々の交流空間の安全性を高めます。

その実現を目指し、名古屋駅東側駅前広場では、令和6年度は、新たな交差点形状の形成に向け、名駅前ポンプ所等の整備を進めるとともに、乗換空間の整備に必要な詳細設計や地下部の補償を行うなど、ターミナルスクエア2とその周辺整備に向けた事業を本格化させていきます。

また、名古屋駅西側駅前広場については、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会の開催時及びリニア開業時の国内外からの幅広い来訪者を温かく迎える魅力的な空間と必要な機能を確保するため、令和4年12月策定のデザイン計画に基づき平面レベルの整備を進めており、令和6年度から本格工事に着手します。

今後も事業を着実に進めるためには、圏域全体にさまざまな効果をもたらすリーディングプロジェクトとして、国、自治体、鉄道事業者など民間事業者や経済界が一体となり、また、県と市がこれまで以上に連携して取り組んでいく必要があります。

「名古屋駅スーパーターミナル化推進費補助金」については、アジア競技大会及びアジアパラ競技大会も視野に入れつつ整備を進める名古屋駅西側駅前広場の補助対象エリアの拡大も含め、県内への経済波及や災害対策等の観点から、強力な支援を要望します。

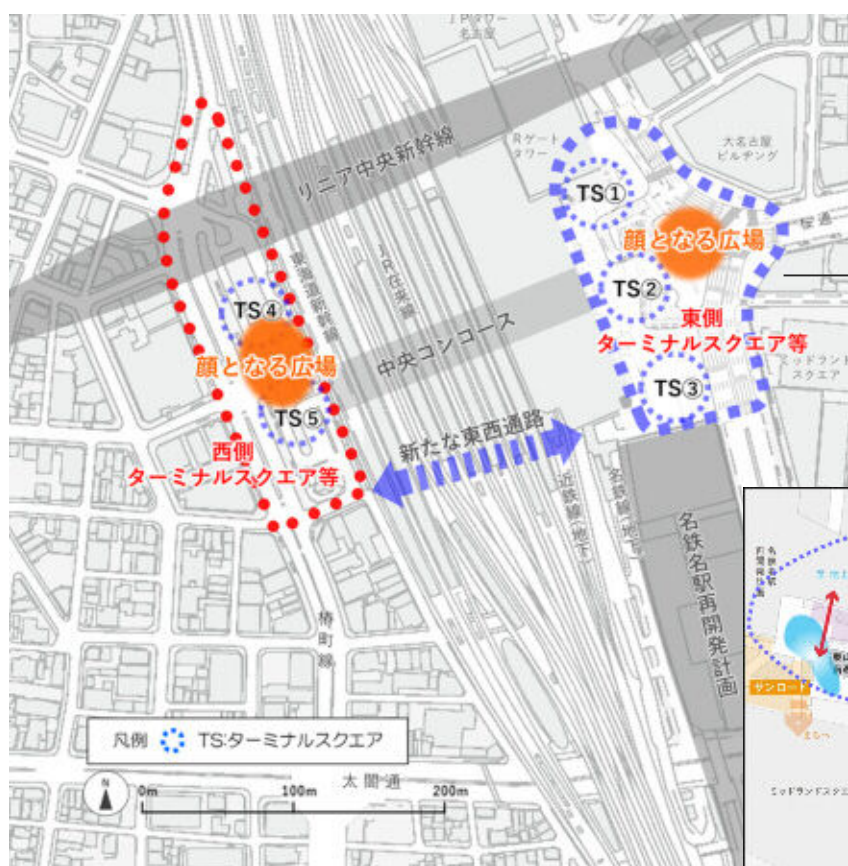
拡充を要望する対象事業について

要望事項

【対象事業範囲の拡大】

駅前広場等の整備に係る費用を補助対象とすること

■■■■ 現行の対象事業範囲 ●●●● 拡大を要望する対象事業範囲



名古屋駅東側地下の整備イメージ



名古屋駅西側駅前広場デザイン計画（完成イメージ）



名古屋駅ターミナル機能強化の必要性

(リニア開業による圏域への波及効果イメージ)

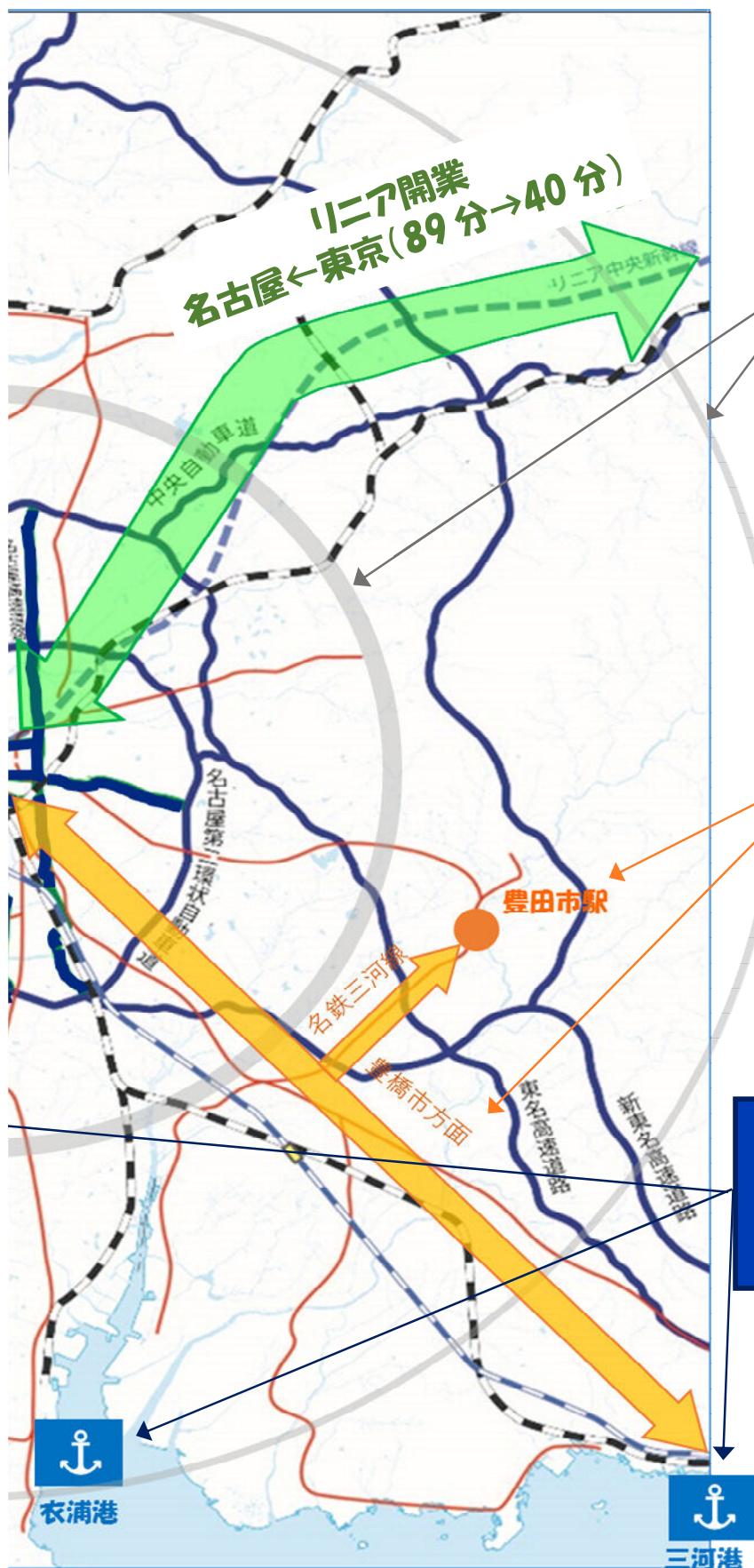
陸の玄関口としての利便性と防災性の向上

- ・駅利用者の増加が見込まれる中、利便性の高い乗換空間を確保
(災害時の安全確保のための空間としても機能)



空の玄関口である 中部国際空港とのアクセス性向上





圏域全体への波及

名古屋駅から
三河方面への速達化

道路ネットワークとの接続強化、
港湾とのアクセス性向上

3 東山動植物園の再生

(都市・交通局)

○東山動植物園の再生整備に対する補助

東山動植物園は、約400haの緑の拠点である「なごや東山の森」の中心に位置し、大都市の中で自然と動植物に親しめる貴重な場となっています。

コロナ禍以前は、年間250万人を超える来園者が訪れており、令和2年度に130万人まで落ち込みましたが、令和4年度は約240万人を数え、徐々に回復しつつあります。

令和4年度の本市の動向調査によると、来園者のうち約3割が名古屋市民を除く愛知県民であり、名古屋市外の県民にとっても欠かせない存在といえます。また、東山動植物園は令和4年11月に開園したジブリパークと共に、県の主要な観光施設として今後も重要な役割を担っていきます。

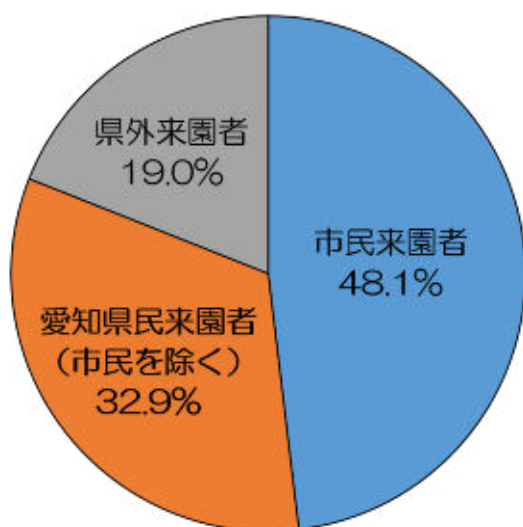
本市では、「人と自然をつなぐ懸け橋へ」を目標とした「東山動植物園再生プラン」に基づき再生整備を進めており、令和5年度はアジアの熱帯雨林エリア（トラ・オランウータン舎）やジャガー舎がオープンし、来園者から好評を得ています。さらに、年度末にはお花畑のオープンを予定しており、東山動植物園への大きな関心や期待が寄せられる中、令和6年度においても、アジアゾーンの整備工事を予定するなど、さらなる魅力向上に取り組んでいます。

県民にとって重要な施設である東山動植物園の再生整備に対する補助を要望します。

ゾーン計画図



市民来園者、市民を除く県民来園者、
県外来園者の割合



新規オープンし、にぎわいをみせている
トラ・オランウータン舎の観覧状況



※名古屋市観光客・宿泊客動向調査
(2021年)より。
(令和4年10月公表)

4 名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援

(県民文化局)

○名古屋フィルハーモニー交響楽団への支援強化

名古屋フィルハーモニー交響楽団は、昭和41年の創立以来、中部圏を代表する本格的な専門交響楽団として活動しています。

これまでも、文化庁より芸術作品賞を受賞したほか、舞台芸術創造活動活性化事業にも採択されるなど高い評価を得ています。国内トップレベルの交響楽団を目指して、話題性と注目度の高いプログラムや初演作品に取り組むとともに、幅広い演奏活動を行うなど、さらなる音の向上に取り組んでおり、今後ますますの活躍が期待されています。

また、地域に愛される楽団として、その演奏活動は名古屋市内はもとより広く県内各地に及び、音楽文化の普及、発展に大きく寄与しています。

しかしながら、経営の健全化に格段の努力を尽くしているにもかかわらず、同楽団の経営状況は厳しい状況にあり、本市においても、その指導、援助の強化に努めているところです。

他方で、令和5年度から小泉和裕氏が名誉音楽監督に、川瀬賢太郎氏が音楽監督に就任し、新体制のもとで新しい時代を迎えた同楽団への期待が高まっています。

今後も、同楽団が当地域の魅力的な文化芸術資源として、より一層の音の向上を図り、国内外に向けて積極的に発信していく重要な役割を担っていきます。

同楽団の果たす役割や経営状況などを踏まえ、支援の強化について要望します。

演奏会開催状況

区分	令和２年度	令和３年度	令和４年度
愛知県	５０ (中止４７回)	６６ (中止２６回)	８０ (中止３回)
愛知県外	９ (中止１３回)	１５ (中止１１回)	１５ (中止０回)
計	５９ (中止６０回)	８１ (中止３７回)	９５ (中止３回)



○県内各地における演奏活動（豊田市コンサートホール）



○子ども巡回公演（港文化小劇場）

5 防災対策等

(防災安全局、環境局、農林基盤局、建設局、都市・交通局、建築局)

○震災対策の推進

○治水対策等の推進

○大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上

○地下鉄の安全対策等

本市及び県においては、国土強靱化地域計画に基づく防災・減災対策を迅速かつ着実に推進しているところですが、本市では、令和2年度に過去の災害から得られた知見や社会情勢の変化等を踏まえて「名古屋市地域強靱化計画」を改定するとともに、「名古屋市災害対策実施計画」に新たな事業を追加するなど強靱化施策の充実と加速を図っています。令和5年度には、想定し得る最大規模の風水害の被害想定や対応方針などを踏まえ、次期災害対策実施計画を策定する予定です。

(1) 震災対策の推進

発生が懸念されている南海トラフ巨大地震について、特に本市は、人口や建築物、企業活動のほか、県下の中核機能が集積することから、甚大な被害の発生が懸念され、震災対策の推進が喫緊の課題となっています。本市管理河川においては、耐震対策が令和5年度末で完了する見込みであり、市内を流れる県管理河川においても、早急に耐震対策を完了する必要があります。

県におかれても、以下の点について震災対策を推進するよう要望します。

ア 県管理河川の耐震対策を推進すること。

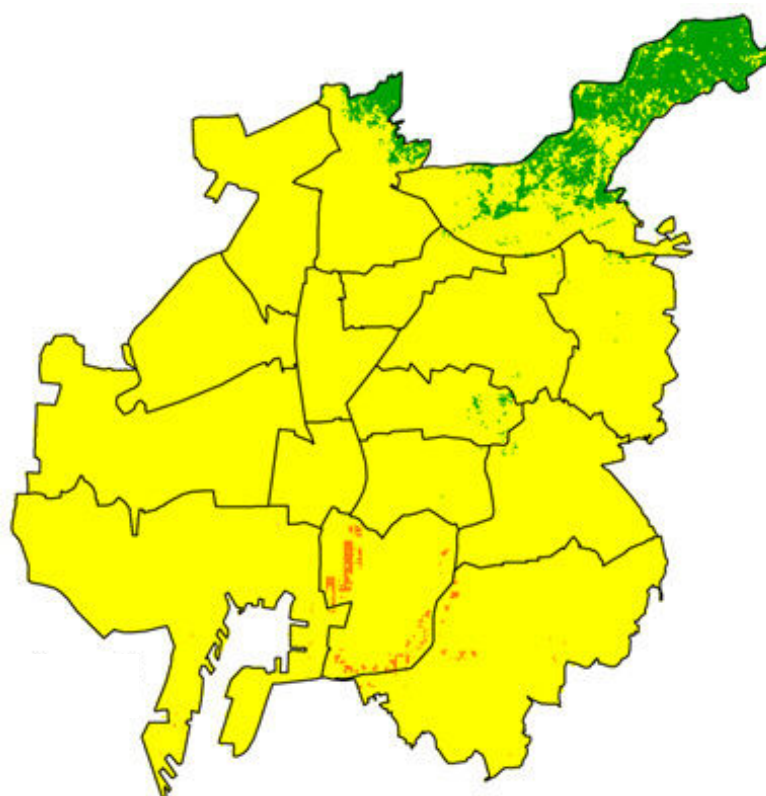
イ 「愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金」について、民間住宅及び建築物の耐震化促進等のために必要な事業費を確保すること。

南海トラフ巨大地震の被害想定（過去の地震を考慮した最大クラス）

震度分布

震度階級

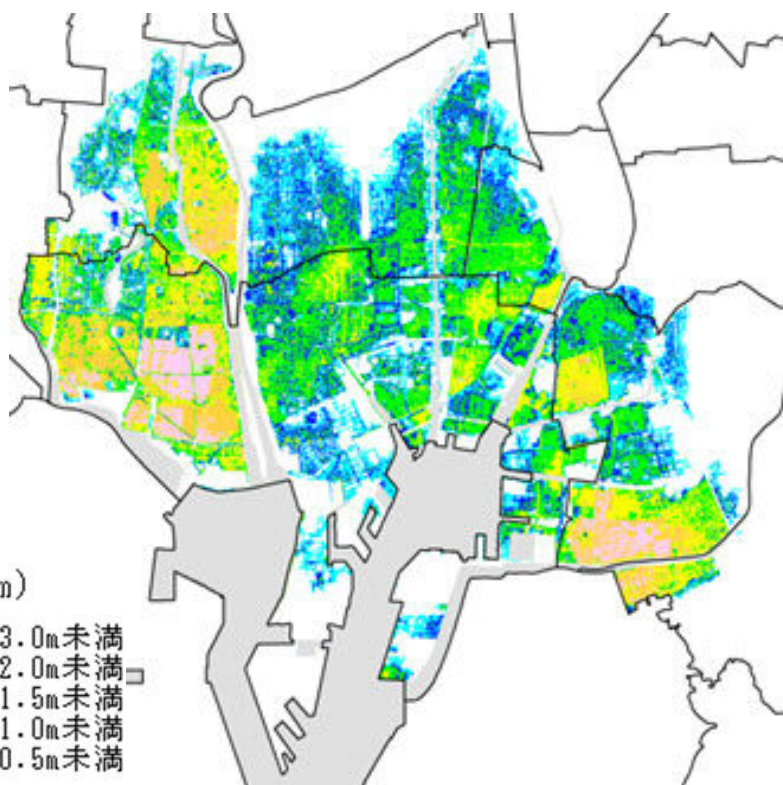
- 7
- 6強
- 6弱
- 5強
- 5弱



津波浸水範囲

浸水深(m)

- 2.0m以上 - 3.0m未満
- 1.5m以上 - 2.0m未満
- 1.0m以上 - 1.5m未満
- 0.5m以上 - 1.0m未満
- 0.3m以上 - 0.5m未満
- 0.3m未満



（２）治水対策等の推進

本市では、東海豪雨などの集中豪雨による浸水被害を受けて、河川改修を始めとして、流域における排水施設やポンプ場、さらには雨水貯留施設の整備等の総合的な対策に努め、一定の治水安全度の向上を図ってきました。しかしながら、令和５年６月、台風第２号の影響に伴う豪雨により県内各地で浸水被害が発生するなど、近年水災害が激甚化・頻発化し、全国各地でも甚大な被害が発生していることから、さらなる治水対策を推進していく必要があります。

また、令和３年度の水防法改正に伴い、想定し得る最大規模の中小河川の洪水に対する新たなハザードマップの作成などを着実に進めていく必要があります。

さらに、平成３０年７月豪雨を始め、近年、豪雨による土砂災害が各地で発生していることから、土砂災害対策や土砂災害の危険から住民を守るための住宅等への対策を早急に進める必要があります。

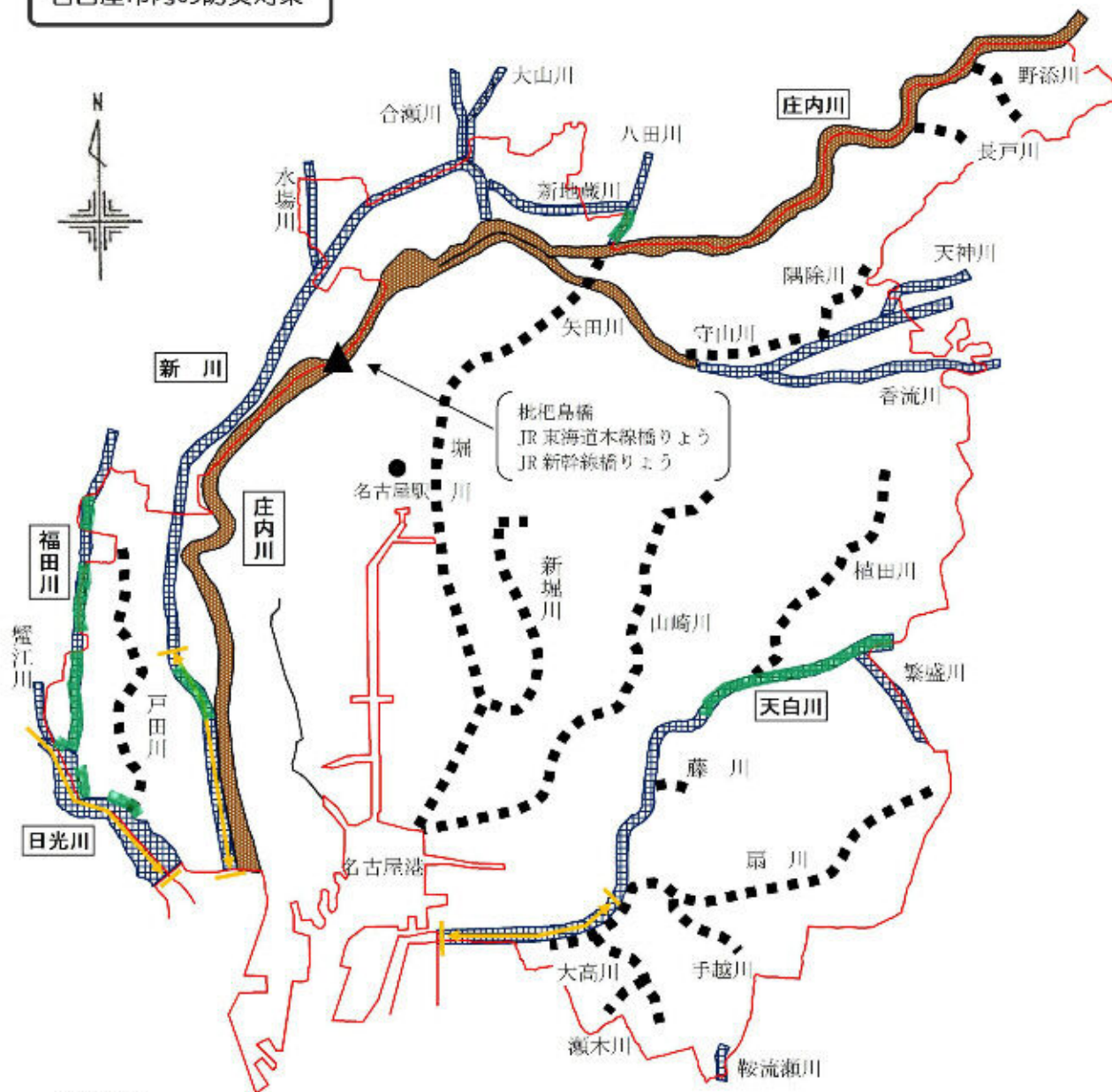
加えて、地域の内水被害を防ぐため、農業用排水機の維持管理を支援する必要があります。

県におかれても、以下の点について治水対策等を推進するよう要望します。

- ア 県管理河川の改修の一層の推進を図るとともに、引き続き河川等の適切な維持管理に努めること。また、国直轄河川庄内川の改修の一層の推進、特に枇杷島狭さく部におけるＪＲ新幹線橋りょう、ＪＲ東海道本線橋りょうの架替えの早期着工について、引き続き国に対し働きかけること。
- イ 水防法改正に伴い新たに対象となった中小河川の洪水浸水想定区域を早期に指定すること。
- ウ 「急傾斜地崩壊対策事業」に努め、土砂災害警戒区域等の災害防止対策を推進するとともに、土砂災害特別警戒区域内建築物の移転・改修事業について必要な事業費を確保すること。

- エ 河川上流部において生活排水処理施設の整備を促進するなど、河川の水質について改善を図ること。
- オ 農業用排水機維持管理事業に対する補助金を増額すること。

名古屋市内の防災対策



太字

国、県管理河川 工事実施中

凡 例	
	国直轄河川 (▲は特定構造物改築事業)
	県管理河川
	市管理河川 (一、二級河川)
	第3次あいち地震対策アクションプラン対象区間
	県管理河川 河川整備計画工事計画区間 (市域内治水分)

(3) 大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上

大規模地震発生後に想定される、都心部における駅での滞留者などによる混乱へ対応するためには、企業と連携した帰宅困難者対策が必要であるとともに、帰宅困難者は市外からの来訪者が多いと想定されるため、県内市外や県外地域とも連携した対策が必要です。

また、広域にわたる大災害時に、防災活動をより円滑かつ迅速に実施するための基幹となる広域防災拠点、名古屋港と名古屋空港に早急に整備する必要があるとともに、消防学校の共同設置に向けて県・市連携して取り組む必要があります。

加えて、令和3年度の災害対策基本法改正及び県が公表した想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域等を踏まえ、市町村を越える広域的な避難対策等を進めていく必要があります。

なお、本市が災害救助実施市に指定されたことに伴い、県の災害救助基金の法定最少積立額が下がり超過が生じています。

県におかれても、以下の点について、県の災害救助基金を活用するなどして、大規模災害対策の推進及び災害対応力の向上を図るよう要望します。

- ア 一斉帰宅の抑制、防災用品の備蓄を企業と連携して進めるとともに、長距離帰宅者のバスによる搬送や震災の影響の長期化に備えた滞在施設の確保など、帰宅困難者対策の一層の推進を図ること。
- イ 名古屋港について、基幹となる広域防災拠点として早期に整備されるよう引き続き国に働きかけること。また、現在名古屋空港隣接地に県が整備を進めている愛知県基幹的広域防災拠点について、中部圏の基幹となる広域防災拠点として貢献できる施設とすること。
- ウ 想定し得る最大規模の高潮に係る浸水想定区域等を踏まえた広域的な避難体制等の充実・強化を図るため、必要な支援策を講ずること。
- エ 「南海トラフ地震等対策事業費補助金」について対象事業の拡大や補助基準額の引上げを行うなど、本市の防災施策に対する支援を充実すること。

（４）地下鉄の安全対策等

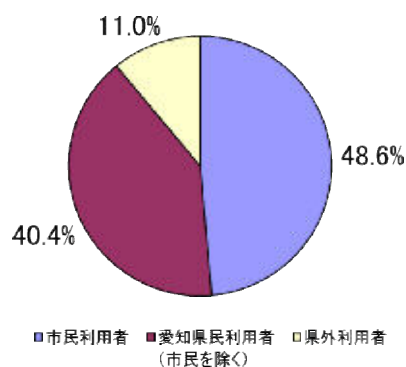
本市の地下鉄は、一日平均１１４万人を超える乗客を輸送し、本市市民を除く県民利用者の割合は４０％にも及び、県民の貴重な移動手段となっています。また、第２０回アジア競技大会及び第５回アジアパラ競技大会の開催時には多くの来訪者が見込まれ、地下鉄の安全・安心・快適な利用が求められます。

こうした中、安全最優先のもと、誰もが安心して利用できる地下鉄を目指し、東日本大震災の状況を踏まえた地下鉄構造物の耐震補強や、バリアフリー化として、転落を防止するための可動式ホーム柵の整備、ホームと車両の段差・隙間の改善及びエレベーターの整備を進めています。可動式ホーム柵は、ホームの安全対策として非常に効果的な施策であり、現在は、名鉄犬山線及び豊田線との相互直通運転により市外からの利用者にとっても利便性が高い鶴舞線への整備を進めています。

また、愛知県新体育館の最寄駅となる名城公園駅を始めとした駅・トイレのリニューアル及び駅ホームの冷房化を予定しており、お客さまの快適性・利便性の向上に努めているところです。

多くの県民にとって貴重な移動手段である地下鉄を安全・安心・快適にご利用いただけるよう、可動式ホーム柵の整備などの安全対策及び駅・トイレのリニューアル、駅ホームの冷房化による快適性・利便性の向上を図るための整備に対する補助金の増額を要望します。

市民利用者、市民を除く県民利用者、
県外利用者の割合



※平成２７年度大都市交通センサスより。

可動式ホーム柵の整備



※名城線・名港線可動式ホーム柵

6 安心・安全なまちづくり

(防災安全局、警察本部)

○安心・安全なまちづくりの推進

市内の刑法犯認知件数や特殊詐欺の被害件数・被害額は令和5年の上半期において前年同期比で増加し、自動車盗は指定都市ワースト1位の状況となっており、市民は生活に不安を感じています。

また、交通事故の人身事故件数及び負傷者数は前年同期比で増加しており、憂慮すべき状況です。さらに、令和5年7月1日以降、道路交通法の一部を改正する法律が施行され、電動キックボードに関連する交通事故が増加する可能性があり、交通ルールのさらなる啓発が必要です。

このほか、刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合は約5割で推移しており、犯罪を減らす上で再犯防止対策が重要な課題となっています。

本市では、各区の「安心・安全で快適なまちづくり協議会」や地域において、学区一斉防犯パトロールなどの地域防犯や交通安全啓発活動、暴力団排除の推進など、さまざまな活動を実施しているほか、防犯カメラの設置など地域の犯罪抑止に有効なハード整備に対する補助を行っています。また、自転車事故における頭部損傷を軽減させるため、自転車乗車用ヘルメット購入費用の補助を実施しており、令和5年度からは県が対象としている児童生徒等及び高齢者に加えて対象年齢を全年齢に拡大しています。さらに、子どもが死傷する事故が相次いで発生していることから、子どもが被害者にならないよう、これまで以上に交通安全対策をハード・ソフト両面から総合的に講じています。

市民の不安を解消し、安心・安全に生活できるまちとするため、以下の点について要望します。

- ア 地域の自主的な防犯活動の支援や啓発などに県・市協調して取り組むこと。
- イ 自動車盗、特殊詐欺、自転車乗車中を含む交通違反に対する取り締まりの強化など、警察活動のさらなる充実を図ること。また、市民の安全確保に配慮した暴力団の排除を推進すること。
- ウ 通学路を始めとする道路における交通安全施設のさらなる充実を図ること。

エ 自転車乗車用ヘルメットのさらなる着用促進を図るため、令和6年度以降も自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助制度を実施し、対象年齢の全年齢への拡大等、制度の充実を図るとともに、必要な事業費を確保すること。

オ 再犯防止の推進に向け、県・市の緊密な連携を確保すること。また、再犯防止対策のさらなる充実を図ること。

指定都市の刑法犯認知件数・交通事故死傷者数等上位3市（令和4年中）

（単位：件・人）

順位	刑法犯認知件数	自動車盗認知件数	人身事故件数	交通事故死者数	交通事故負傷者数
1位	大阪 (33,705)	名古屋 (394)	大阪 (8,106)	大阪 (40)	名古屋 (9,425)
2位	名古屋 (17,143)	大阪 (194)	名古屋 (8,063)	横浜 (38)	大阪 (9,278)
3位	横浜 (14,203)	横浜 (123)	横浜 (7,492)	名古屋 (30)	横浜 (8,483)

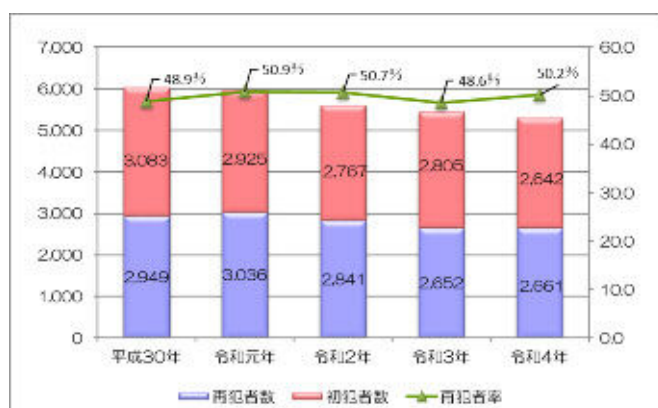
※刑法犯認知件数及び自動車盗認知件数は愛知県警察本部生活安全総務課のデータより。

人身事故件数、交通事故死者数及び交通事故負傷者数は大都市交通安全主管者会議「大都市交通事故データ」より。

本市の特殊詐欺の被害件数と被害額の推移



本市の刑法犯検挙人員に占める再犯者数・再犯者率の推移



7 地域経済の活性化等

(経済産業局、農業水産局)

○消費喚起等を通じた地域経済の活性化

○中央卸売市場の機能向上整備に対する補助

(1) 消費喚起等を通じた地域経済の活性化

本市では、令和4年度から過去最大規模の消費喚起策を実施するなど、消費の回復・地域経済の活性化を図っているところですが、物価高騰等の影響により、当地域の経済情勢は依然として厳しい状況にあります。そのため、引き続き消費喚起策を実施し、より一層地域経済の活性化を促進させる必要があります。

また、商店街は、身近な買い物の場であるだけでなく、イベント等を通じた地域の賑わいづくりや街路灯の維持管理など地域の安心・安全にも寄与しており、地域経済の活力を生み出すとともに、地域コミュニティの核として重要な役割を担っています。商店街においては、新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に伴い、中止していたイベント等が復活しており、物価高騰等の影響もある中、商店街のイベント等を通じた地域の賑わいづくりに対する支援が求められています。

県におかれても、以下の点について事業者等への支援を推進するよう要望します。

ア 消費喚起策として効果的なプレミアム商品券発行事業について、必要な事業費を確保すること。

イ 地域コミュニティの核としての役割を担う商店街の活性化を図るため、「げんき商店街推進事業費補助金」の補助限度額を引き上げること。

（２）中央卸売市場の機能向上整備に対する補助

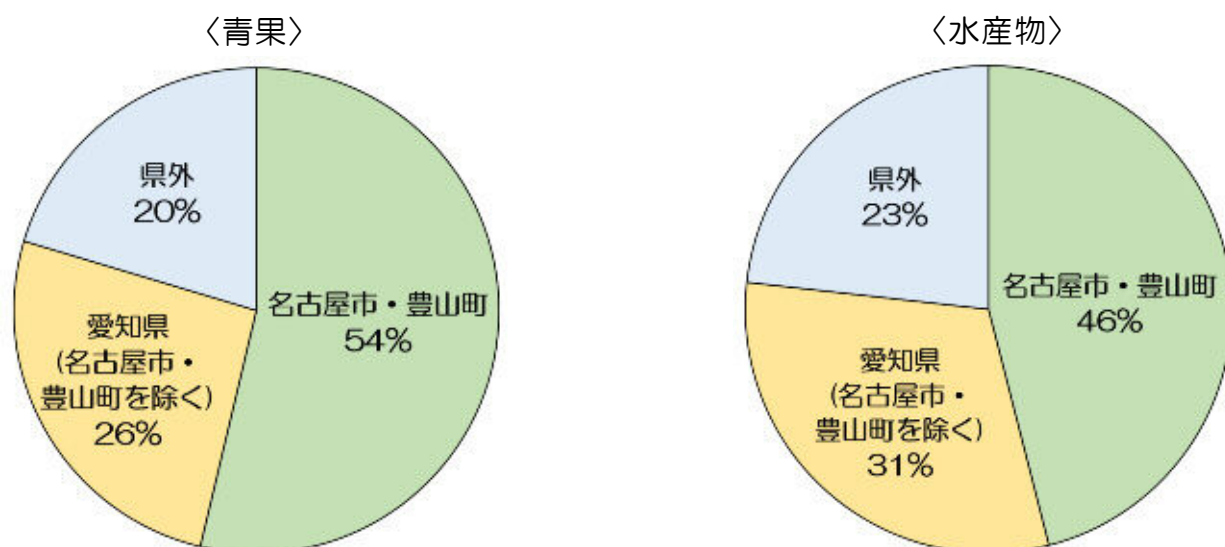
本市では、卸売市場法の改正を契機に市場の将来像や展望の検討を始め、令和４年度末に、本場・北部市場の再整備・運営手法のあり方の基本的な方向性について取りまとめた「名古屋市中心卸売市場のあり方基本方針」を策定しました。

今後はこの方針に基づき、スペースの増床、有蓋化や温度管理機能の充実といった、市場の機能向上に係る整備を順次進めていく予定としていますが、整備に当たっては多額の経費がかかることから、財源の確保を図る必要があります。

本市中央卸売市場については、青果・水産物の開設者単位の取扱数量・金額が、東京都・大阪市に次いで全国第３位となっており、中部圏における生鮮食料品等の流通の中核としての役割を果たしています。また、卸売市場を経由する取扱数量の県内シェアは、青果・水産物ともに８０％程度と高い水準にあり、供給先としては、全体の３０％程度が市場の所在地である名古屋市・豊山町を除く県内となっていることから、本市中央卸売市場は県民への生鮮食料品等の安定供給に重要な役割を担っています。

本市中央卸売市場の果たす役割の重要性と広域性を踏まえ、市場の機能向上整備に対する補助の創設を要望します。

本市中央卸売市場の供給先とその割合



※令和４年度名古屋市中心卸売市場流通量推計調査（第１２回）より。

8 医療保険制度への支援

(保健医療局)

○国民健康保険の被保険者負担に配慮した財政支援の充実

○愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助

(1) 国民健康保険

国民健康保険は、被保険者が低所得者層を主体として構成されており、また、医療費が高額な水準で推移していることなどにより、非常に厳しい財政状況にあります。

こうした中、持続可能な医療保険制度を構築するため、平成30年度からは、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり事業運営において中心的な役割を担うこととされています。

令和3年3月に「第2期愛知県国民健康保険運営方針」が定められましたが、法定外一般会計繰入金などの赤字解消・削減の取組みについては、被保険者の保険料負担が短期間で著しく増加しないよう配慮し、関係者の納得と理解に努めた上で、赤字の解消・削減を進めていくものとされ、今後も県市間で協議していくこととなっています。

また、保険者努力支援交付金の事業費連動分については、令和3年度から保健事業の取組みに応じて各市町村へ配分されており、今後も同様の配分方法とする必要があります。

なお、福祉医療費支給事業の実施に伴い、医療費が増加するとして減額される国庫負担金相当額については、本市が県に対して納付する事業費納付金に加算されますが、その医療費増加分に対する保険者負担を緩和するための県独自の事業である国民健康保険事業費補助金は平成25年度をもって廃止されました。

国民皆保険制度における国民健康保険の重要性を踏まえ、被保険者の負担に配慮した財政支援のさらなる充実を図ることを要望します。

(2) 後期高齢者医療制度

現在、後期高齢者医療制度の保健事業として、後期高齢者を対象に実施している健康診査の費用については、国が約3分の1を負担し、残りを後期高齢者が保険料として負担しています。

後期高齢者に対する健康診査は、疾病予防、介護予防、早期発見の観点から非常に重要であり、医療費抑制にも寄与すると考えられます。

高齢者の健康保持の重要性を踏まえ、愛知県後期高齢者医療広域連合の行う保健事業に対する補助の創設を要望します。

9 医療・介護体制等の充実

(福祉局、保健医療局、労働局)

○医療・介護サービス提供体制の充実

○名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等

○障害者就労支援の推進

(1) 医療・介護サービス提供体制の充実

重度な要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進が喫緊の課題である中、いわゆる団塊の世代が75歳以上になる2025年に必要な医療・介護サービス提供体制を整えるには、全国で医師が最大36万人、看護職員が最大202万人、介護職員が最大243万人必要であると試算されています。また、現在、小児科や産科などの特定診療科における医師不足も引き続き懸案となるなど、全国的に医師・看護職員不足が深刻な状況となっています。愛知県医師確保計画によると、医師数の多寡を客観的に表す医師偏在指標が小児科・産科とも全国平均を下回っており、特に小児科では全国41位となり相対的医師少数都道府県に指定されています。こうしたことから、医師及び看護・介護職員のより一層の確保対策が求められています。

さらに、在宅療養者の症状の急変時における往診など住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう在宅医療体制を確保する必要があります。

加えて、救急医療においては、輪番病院が減少していることや、令和6年4月から医師の働き方改革による時間外労働の上限が適用されることにより、救急医療体制の確保が難しくなることが見込まれます。

これらの課題に対応するため、以下の点について、医療・介護サービス提供体制の充実を図るよう要望します。

- ア 地域医療介護総合確保基金を活用するなど、医師及び看護・介護職員確保対策、在宅医療体制のさらなる充実を図ること。
- イ 小児救急医療支援事業に対する助成の拡充を始め、救急医療体制の確保・充実を図ること。

小児科・産科医師の状況

区 分	全国平均	愛知県	(参考) 全国 1 位
人口10万人当たり 小児科医師数※2	106.2	89.2 (41位)	168.6 (鳥取県)
人口10万人当たり 産科医師数※2	12.8	11.9 (27位)	18.0 (東京都)

※1 「愛知県医師確保計画」(令和2年3月)より。

※2 医師数は医師偏在指標の値を示す。

○医師偏在指標…人口10万対医師数に医療需要や患者の流出入等地域の実情を考慮したもの。

看護職員の状況

区 分	全国平均	愛知県	(参考) 全国 1 位
人口10万人当たり 看護職員数	1,315.2 人	1,100.1 人 (43 位)	2,179.4 人 (高知県)

※ 厚生労働省「衛生行政報告例」(令和2年末現在)より。

今後必要となる介護職員の推計

区 分	令和元年度	令和5年度	令和7年度
国	211万人	233万人	243万人
名古屋市	4.4万人	4.9万人	5.1万人

※1 国推計は、「第8期介護保険事業計画に基づく介護人材の必要数について」より。市推計は、令和元年度における介護職員数(全国値)に対する本市の割合を、各年度の国推計値に乗じて算出。

※2 令和元年度の人数は実績値、令和5年度・7年度の人数は推計値。

(2) 名古屋陽子線治療センターに係る医療連携等

陽子線治療は、これまでの診療報酬改定によって小児腫瘍、骨軟部腫瘍、頭頸部悪性腫瘍、前立腺がん、肝細胞がん、肝内胆管がん、すい臓がん、大腸がん（術後再発）に対し健康保険が適用され、それ以外の適応となる治療については、先進医療として継続しています。

名古屋陽子線治療センターは、東海3県で初めての陽子線がん治療施設であり、がん診療連携拠点病院や大学病院等との連携体制を構築し、広域的な活用を目指しています。

また、本市では、適切な情報提供に努めるとともに、健康保険適用外の陽子線治療は患者の経済的負担が大きいことから、治療費の減免など患者負担の軽減策を実施しています。

がん患者が正しく陽子線治療を受けられるよう、陽子線を含む粒子線治療の広報・啓発、愛知県がんセンターを始めとするがん診療連携拠点病院、大学病院等との医療連携体制の構築及び人材交流、共同研究などの施設運営に対する協力、並びに患者負担の軽減に向けた取組みを要望します。

(3) 障害者就労支援の推進

障害者の一般就労に向けて障害者就業・生活支援センターの果たす役割はますます大きくなっていますが、同センターの業務を行う者は都道府県知事が指定することとされています。

国において、同センターの設置は圏域ごとに2か所までとされており、名古屋・尾張中部圏域の設置数は2か所となっています。しかし、当圏域の人口は、他の圏域と比べても3倍以上と突出して多く、人口規模に応じた体制を確保することが必要です。

障害者の一般就労を一層推進するため、障害者就業・生活支援センターについて、地域の実情に合わせた柔軟な設置が可能となるよう国に対して働きかけるとともに、人口規模に応じて体制を強化するよう要望します。

名古屋陽子線治療センター



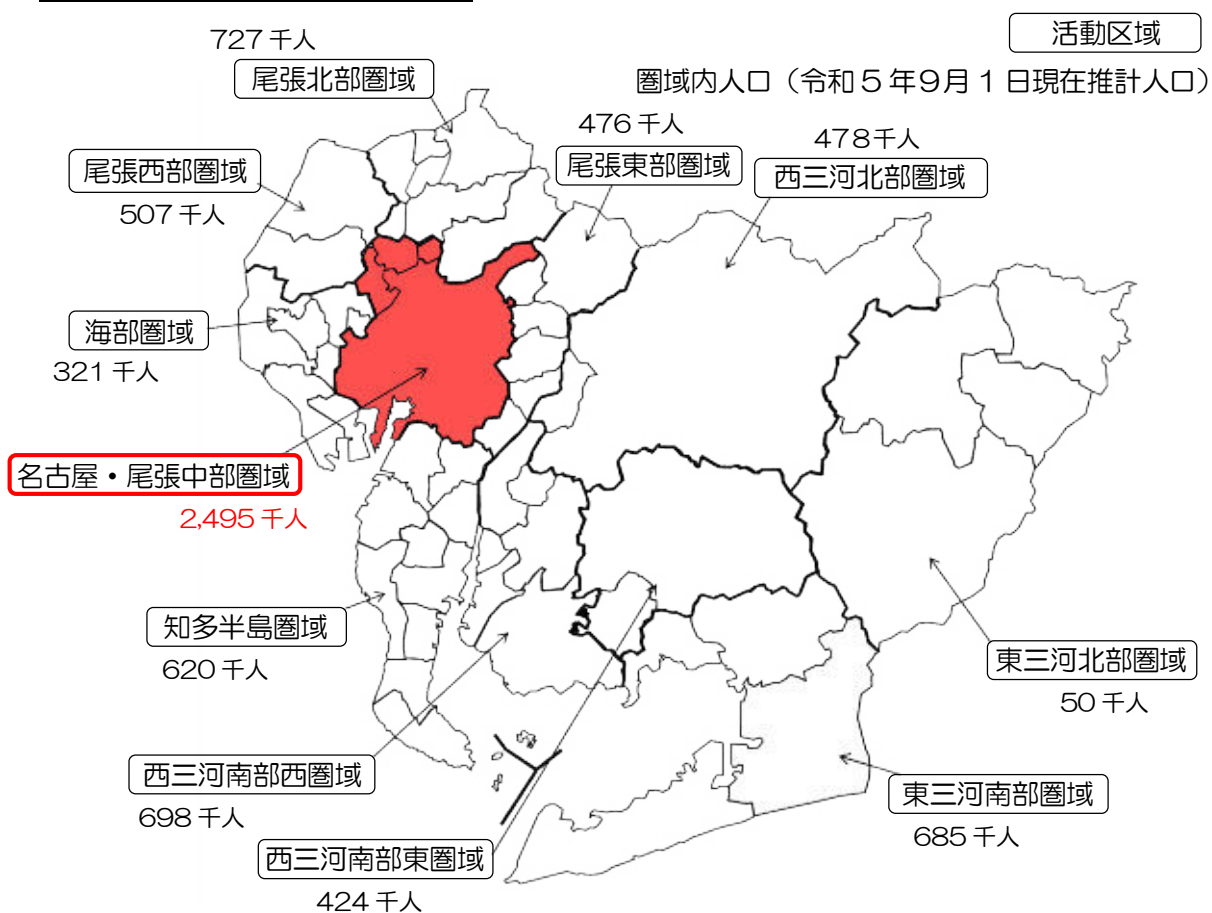
○居住地別治療患者数

居住地	人数
愛知県 (名古屋市を除く)	2,423
名古屋市	2,144
その他	1,345
合計	5,912

※開設～令和5年9月末時点

- 「スポットスキャン照射」・「IMPT（強度変調陽子線治療）」の導入
- 通院治療がしやすい「都市型施設」
- 様々な治療法を組み合わせた集学的な治療が可能な「病院併設型施設」
- 東海3県初の「陽子線がん治療施設」

愛知県における障害保健福祉圏域



10 医療費の助成

(福祉局)

○子ども医療費の助成に対する補助の拡充

○障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助の拡充

(1) 子ども医療費助成

県における助成対象は、入院は中学校3年生まで、通院は就学前までとなっていますが、本市では子育て支援の推進のため、入通院ともに18歳に達する日以後の最初の年度末までを対象としています。また現在、県内全ての市町村で、入通院ともに少なくとも中学校3年生まで対象となっています。

子育て支援の推進のため、子ども医療費助成に対する補助制度の対象年齢の拡充を要望します。

(2) 障害者医療費助成及び福祉給付金制度

本市では、障害の種類を区分することなく必要な支援を受けられるよう、障害者医療について、身体・知的障害者に加えて精神障害者保健福祉手帳1級・2級所持者についても、県が対象とする精神科疾患に係る医療費に限定することなく、助成対象としています。

また、福祉給付金制度におけるねたきり・認知症の方について、県は住民税非課税世帯の後期高齢者を対象としています。本市は、前期高齢者にも対象を広げ、障害者と同様の所得基準により助成を行っています。

さらに、障害者の範囲に含まれる難病患者のうち、日常生活が著しい制限を受けると医師が証明した方を助成対象としています。

本制度の重要性を踏まえ、障害者医療費の助成及び福祉給付金制度に対する補助制度の拡充を要望します。

1 1 教育行政の充実

(県民文化局、教育委員会)

- 肢体不自由者のための特別支援学校の新設・通学環境改善
- 知的障害者のための特別支援学校の整備に対する補助
- 私立高校生授業料助成制度の拡充

(1) 肢体不自由者のための特別支援学校の新設・通学環境改善

平成30年12月に策定された「第2期愛知県特別支援教育推進計画（愛知・つながりプラン2023）」（以下「推進計画」という。）において、肢体不自由者のための特別支援学校について、片道60分以上の長時間通学の解消を図ることが課題となっています。本市域内においては、名古屋東部地区の肢体不自由者は、遠距離にある港特別支援学校への長時間通学を余儀なくされており、スクールバスが平成26年度に1台、平成29年度に1台、増車されたところですが、依然として通学の負担が大きい状況です。

こうした中、県は名古屋東部地区における肢体不自由特別支援学校の開校を令和9年4月に予定しており、長時間通学の解消への期待が寄せられています。

また、医療的ケア児は、スクールバスではなく保護者による送迎が必要となり、長時間の送迎は子どもと保護者双方にとって大きな負担となっています。

名古屋市域における肢体不自由者のための特別支援学校に通う児童生徒・保護者双方の負担を軽減するため、以下の点について要望します。

- ア 名古屋東部地区における肢体不自由特別支援学校の整備を着実に進めること。
- イ 肢体不自由特別支援学校が設置されるまでの間、長時間通学を解消するため、港特別支援学校へのスクールバスのさらなる増車を行うこと。
- ウ スクールバスを利用できない医療的ケア児の通学を支援すること。

肢体不自由者のための特別支援学校設置状況



＜現行の通学区域（名古屋市各区）＞

港特別支援学校…千種、昭和、瑞穂、熱田、中川、港、南、緑、名東、天白

名古屋特別支援学校…東、北、西、中村、中

小牧特別支援学校…守山

（２）知的障害者のための特別支援学校の整備に対する補助

特別支援学校の設置義務は法律上県にあるところですが、本市においては知的障害の児童生徒のための特別支援学校について、本校４校と分校１校を設置し、特別支援教育の充実に努めています。

現在、県においては、推進計画に基づき、知的障害特別支援学校の過大化による教室不足の解消に向けた取組みを進めているところです。

本市においても、特に高等部を中心に生徒数が増加しており、施設の狭あい化が課題となっていることから、令和６年４月の供用開始に向けて若宮高等特別支援学校の整備を進めているほか、天白特別支援学校の増築に向けた設計を進めるなど、施設の狭あい化の解消に努めています。

特別支援学校の設置義務は本来は県にあることを踏まえ、県内の他市立特別支援学校と同様の補助を要望します。

(3) 私立高校生授業料助成制度の拡充

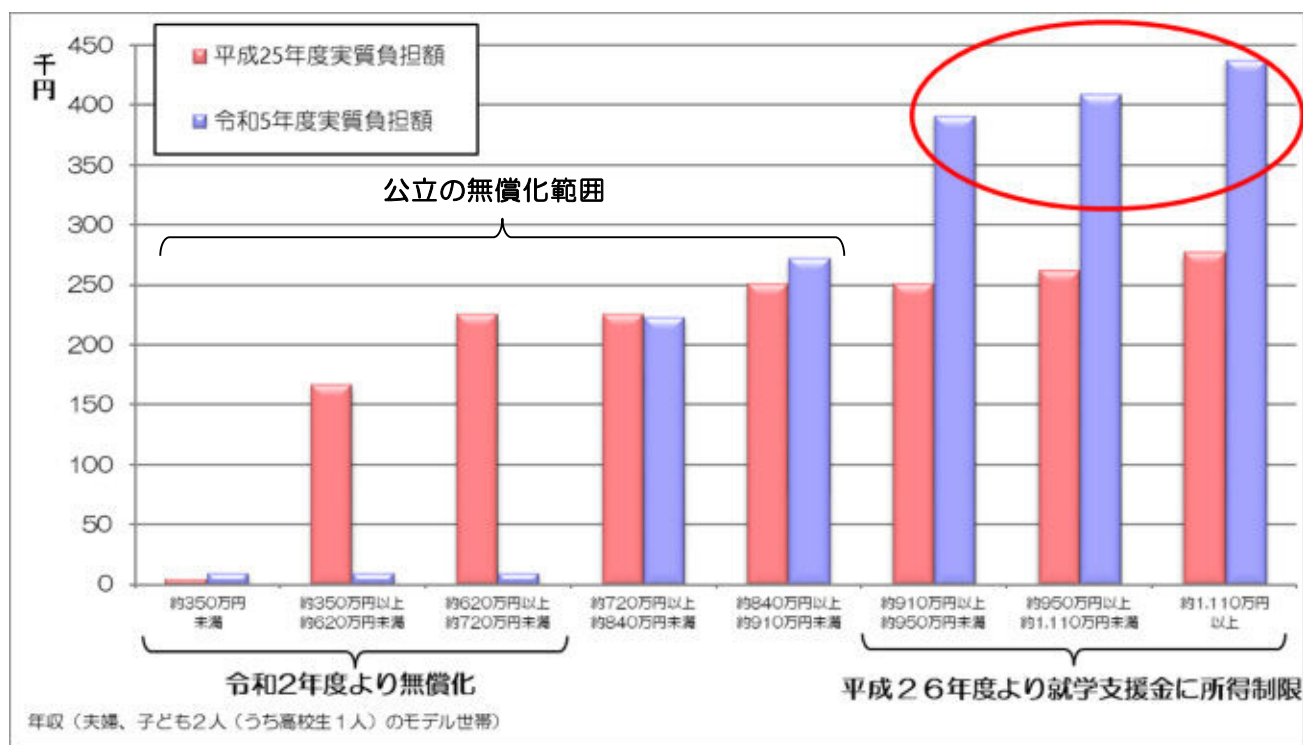
高校への進学率が98%を超えている現在、高校教育に占める私学の役割は非常に大きく市内中学校卒業者の半数近くが私立高校へ進学しています。

令和2年度から国の私立高校授業料実質無償化が開始され、県における独自の授業料軽減措置により、実質無償化となる世帯の範囲がさらに拡大されました。しかし、未だ約4割の私立高校生が、県独自の補助対象から外れており、実質無償化対象外の世帯における保護者負担の公私立間格差は依然として大きなものがあります。

また、平成26年度から、国の就学支援金に所得制限が導入され、約3分の1の私立高校生にとって保護者負担が大幅に増加しています。

保護者負担の格差是正のため、補助対象の拡大及び補助単価の一層の引上げを要望します。

私立高校生における保護者負担の推移



県費補助対象の拡大・補助単価の一層の引上げが必要

1 2 脱炭素社会の実現等

(環境局、経済産業局、農業水産局、建設局、都市・交通局)

- 再生可能エネルギーの導入拡大
- 水素エネルギーの利活用の推進
- 「あいち森と緑づくり事業」を活用した緑のまちづくりの推進
- 有機農業の推進

(1) 再生可能エネルギーの導入拡大

国は令和3年10月に改定された「地球温暖化対策計画」において新たな温室効果ガスの排出削減目標を掲げ、本市においても令和5年度末に改定することとしている実行計画の中で、温室効果ガス排出削減量や太陽光発電設備導入容量の目標の大幅な引上げを予定しています。

さらに、本市では南海トラフ巨大地震の発生が懸念される中、太陽光発電設備や蓄電システム等は災害時の非常用電源として活用可能であることから、防災力向上の観点からも各家庭への導入を促す必要があります。

市民・事業者の再生可能エネルギー設備の導入や省エネルギー化の取組みをこれまで以上に促進するため、補助基準額や補助率の引上げ、補助対象の拡充など県の積極的な支援が必要です。

地球温暖化対策や防災力向上に資する太陽光発電設備を始めとした再生可能エネルギー設備等の普及促進のため、必要な事業費を確保するとともに、補助制度の拡充を要望します。

(2) 水素エネルギーの利活用の推進

水素は再生可能エネルギーを用いて製造することができ、利用時には二酸化炭素を排出せずに燃料電池等で電気や熱を効率的に取り出すことができることから、2050年カーボンニュートラルに向けた鍵となるエネルギーとされています。

令和5年7月に公表した名古屋市次期総合計画中間案においては、大都市として水素の需要創出・利活用促進をけん引するとともに、産学官・周辺自治体で連携して新たなサプライチェーン構築を進めることを掲げました。また、国が水素社会の実現に向けた取組みを加速させるために同年6月に改定した「水素基本戦略」を踏まえ、本市においても同年10月に「名古屋市水素アクション」として、水素の社会実装実現に向けた水素モビリティの利活用促進などの取組みをまとめたところです。

本市では、燃料電池自動車の普及が徐々に進みつつある中、まずはモビリティ分野を足掛かりとして水素需要を拡大させ、広域的な水素エネルギーの利活用を推進していくことが必要であり、県のさらなる支援が不可欠です。

水素エネルギーの利活用の推進を図るため、県・市協調した取組みを進めるとともに、今後普及が見込まれるトラック等の商用車を含めた燃料電池自動車の導入や水素ステーションの整備・運営に対する補助制度の拡充を要望します。

燃料電池自動車



燃料電池バス



(3) 「あいち森と緑づくり事業」を活用した緑のまちづくりの推進

都市の緑は、良好な景観・快適な都市環境の形成を図る上で重要な役割を果たしています。

本市では、都市化の進展に伴い、緑が減少しつつあるなか、緑の保全と創出を図るため、令和3年3月に「名古屋市みどりの基本計画2030」を策定し、公園整備や街路樹の再生、公共施設緑化、優良な民有地緑化への助成などに取り組んでいます。

こうした中、街路樹については、その4割以上が植栽後40年以上経過し、大木化や老木化による倒木や落枝、根上がりなどの課題を抱えています。これらの課題に対応するため、平成27年8月に「街路樹再生指針」を策定し、令和3年10月には、次世代へつなぐ持続可能な街路樹づくりを目指し、実行計画となる「街路樹再生なごやプラン」を策定しました。このプランに基づき、「美しい並木道再生事業」による補助を活用して街路樹の植え替えに取り組んでいます。

また、民有地においては、緑化地域制度と民有地緑化助成制度により緑化を促進しており、「緑の街並み推進事業」による補助は、民有地の緑化の促進と質の向上に欠かせないものとなっています。

今後も、「あいち森と緑づくり事業」を積極的に活用し、緑のまちづくりを推進していくため、以下の点について要望します。

ア 街路樹の計画的な植え替えが実施できるよう、美しい並木道再生事業に関し、補助金を増額すること。

イ 民有地緑化の一層の促進、質の向上のため、緑の街並み推進事業に関し、補助金を増額すること。

(4) 有機農業の推進

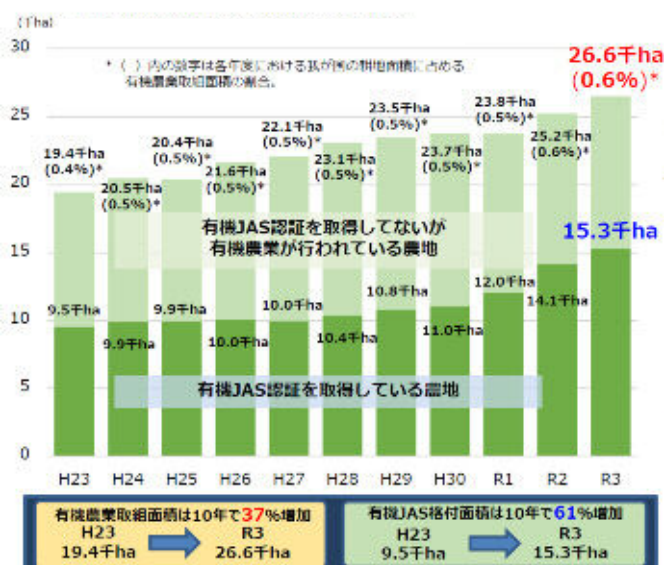
有機農業は、環境負荷を低減し、安全かつ良質な農産物の持続可能な供給に資するものであり、国が令和3年5月に策定した「みどりの食料システム戦略」において、2050年までに耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%に拡大する方針が示されたところですが、令和3年度時点では0.6%にとどまっています。

また、県においては、「愛知県有機農業推進計画」を令和5年1月に改正し、有機農業を一層推進することとしています。

このような中、都市農業の振興に取り組む本市においても積極的に有機農業を推進していく必要がありますが、農薬を使わない除草や病害虫の防除、有機質肥料の悪臭への対応など従来の農業より手間や費用がかかるため、ほとんど取組みが行われていない状況であることから、有機農業の取組みを拡大するためには、現行の国の支援制度の拡充を含めたさらなる支援が必要となります。

有機農業の取組みを拡大するため、国の支援制度である有機転換推進事業や環境保全型農業直接支払交付金の拡充について国に働きかけるとともに、県による独自の支援策の充実を図ることを要望します。

日本の有機農業の取組面積の推移



※農林水産省「有機農業をめぐる事情」（令和5年9月）より。

有機農業による米栽培の様子（名古屋市港区）



